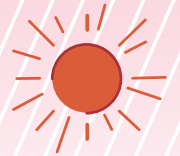


# 政治と選挙

私たちの声を、私たちの将来に。



# C O N T E N T S

## 目 次

「政治」、「選挙」ってなに？ .....	3
選挙の種類 .....	4
選挙権・被選挙権 .....	6
議会の議員及び長の任期満了日等 .....	8
鳥取県内の定数・選挙区 .....	9
投票率の現状を知ろう .....	10
投票のこと、あれこれ .....	12
様々な投票制度 .....	14
選挙人名簿 .....	15
情報の集め方 .....	16
選挙運動のルール .....	17
インターネットによる選挙運動 .....	18
選挙豆知識 .....	19
明るい選挙啓発ポスターコンクール等 .....	20
政治家からの寄附禁止 .....	22
鳥取県内の選挙管理委員会一覧 .....	23

政治・選挙について  
一緒に考えてみよう。  
きっと  
投票に行くという考えを  
持つことができるはず。



明るい選挙の  
イメージキャラクター  
「選挙のめいすいくん」

# 「政治」、「選挙」って なに？

私たちは、誰もが安心して、豊かな生活を送りたいと考えています。そのためには、皆で話し合っテルール作りをしていく必要があります。これが「政治」です。

でも、世の中の全ての人で、話し合いを行ってたくさんの方のことを決めていくのは不可能です。

そこで、「選挙」によって代表者を選び、その代表者を通じて、自分たちの意見を「政治」に反映させているのです。

私たちの生活は、様々なところで深く「政治」とかかっています。

どんなことが、私たちの生活と  
かかっているんだろう？

なんで選挙が必要なの？



## 物価、税

普段の生活で、私たちは様々な品物を購入します。材料を海外からの輸入に頼っているものは、その材料の値上げが価格に反映されます。

また、普段、何気なく買っているものにも、消費税が含まれています。輸入は国際政治に関係していますし、消費税などの税金の使い道やその税率を決めるのは私たちを代表する政治家です。

## 環境問題

車の排気ガスには二酸化炭素などが含まれており、これらは地球温暖化の原因になると言われています。

二酸化炭素の削減は、地球規模で大きな課題となっています。解決のためには、個人の努力も必要ですが、国民全体での大きな取り組みが必要だとは思いませんか？

## 就職

「ブラック企業」、「賃金格差」、「雇用問題」。これらの言葉は、ニュースから流れ出るだけで、皆さんには関係がないのでしょうか？

将来、皆さんも就職について悩むことがあるかもしれません。政治の重要課題になっているこれらの問題について、解決に向けてしっかりと取り組む必要があります。

## 少子高齢化

「少子高齢化」という言葉、聞いたことがありますか？出生率の低下や、平均寿命の伸びなどが原因で、人口に占める子どもの割合が減り、同時に高齢者の割合が増えることをいいます。若い労働力が減ることで、経済への影響が出るのでは？

また、高齢化が進むことで、年金、医療、介護などの社会保障費が増大するのではないかとされています。

# 選挙の種類

私たちの身の回りには、様々な問題があり、それを解決していくために、いろいろな種類の代表者を選んでいきます。

代表者が変われば、私たちの生活にも変化があります。また、私たちが政治に対して抱くイメージも大きく変わるものです。どんな代表者を選べばいいのか…、じっくりと検討する必要がありそうです。

## 衆議院議員総選挙

### 国民の意思や世論を強く反映

国会の衆議院議員を一斉に改選する国政選挙です。定数は465人。任期は4年、任期途中での解散もあるため、国民の意見を素早く国の政治に反映することができます。

立候補できるのは満25歳以上です。

## 参議院議員通常選挙

### 参議院は「良識の府」

国会の参議院議員の半数を改選する国政選挙です。定数は248人。任期は6年ですが、3年ごとに半数が改選されます。

衆議院と違い、任期中に解散がないので、じっくりと長期的な視点から審議することが可能です。

立候補できるのは満30歳以上です。

## 地方議会議員選挙

### 身近な問題に取り組む

都道府県議会の議員や市町村議会の議員を選ぶ選挙です。選ばれた人は、地域の暮らしや身近な問題に取り組む代表者となります。

立候補できるのは満25歳以上。任期は4年です。

定数はそれぞれの地方公共団体の条例で定められています。

## 知事・市町村長選挙

### 地方を代表して地域発展に尽力

知事や市町村長は、議員から選出されるのではなく、選挙によって住民が選びます。

立候補できるのは知事が満30歳以上、市町村長は満25歳以上です。任期は4年です。

それぞれの選挙の任期や定数は、  
どうなっているんだろう？



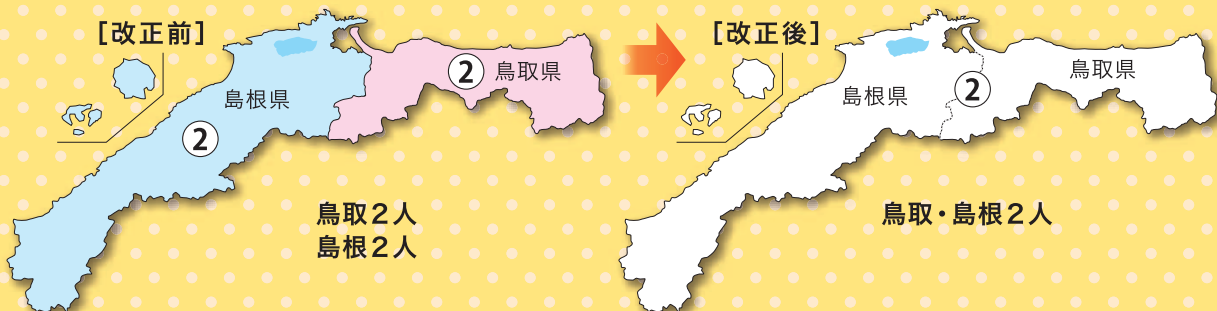
選挙の種類			任期	定数	被選挙権
国の選挙	衆議院議員 総選挙	小選挙区 選出	4年 (任期途中で 解散あり)	289人 (鳥取県2人)	満25歳以上
		比例代表 選出		176人 (中国ブロック 10人)	
	参議院議員 通常選挙	選挙区 選出	6年 (3年ごとに 半数改選)	148人(※)	満30歳以上
		比例代表 選出		100人	
地方の選挙	都道府県の選挙	都道府県 知事選挙	4年	1人	満30歳以上
		都道府県 議会議員 選挙	4年	各都道府県に おいて定める。 (鳥取県35人)	満25歳以上 都道府県内市町村に 引き続き3か月以上 住んでいること
	市町村の選挙	市町村長 選挙	4年	1人	満25歳以上
		市町村 議会議員 選挙	4年	各市町村に おいて定める。	満25歳以上 その市町村に 引き続き3か月以上 住んでいること

※平成28年の選挙から鳥取県及び島根県で2人



## ごうく 合区 (参議院議員選挙)

一票の較差 (格差) という言葉を知っていますか？各選挙区によって、議員1人あたりの人口が違います。つまり一票に対する重みがそれぞれ違うのです。この一票の較差 (格差) を是正するために、公職選挙法が改正されて、参議院選挙区選出議員の選挙については鳥取県と島根県を通じて定数2人となりました。(平成28年の選挙から適用)



# 選挙権・被選挙権

皆さんの代表を、選挙で選ぶことができる権利が「選挙権」。選挙を通じて、皆さんの代表になることができる権利が「被選挙権」。どちらも私たちの、大切な権利です。

平成27年6月の公職選挙法改正で、これまで満20歳以上であった選挙権年齢が、満18歳以上に引き下げられました。また、日本国憲法を改正する手続きである国民投票に参加できる年齢も引き下げられました。

## 公職選挙法等の一部を改正する法律

(平成27年6月19日公布・平成28年6月19日施行)

- 公職選挙法、地方自治法等に規定する選挙権年齢等について、**満18歳以上へ引き下げる**。
- 施行後初めて行われる国政選挙から適用する。(平成28年参議院議員通常選挙から適用)
- 選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加える。※

(※成人年齢を18歳に引き下げる改正民法が平成30年6月13日に成立)

## 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律

(平成26年6月20日公布・施行)

- 国民投票権年齢は、改正法施行4年後(平成30年6月21日以後)に**満18歳以上**とする。

## 選挙権の移り変わり

